⑹ Qualification for participating in the tendering procedures:

① Participant(s) must not fall under any of the following categories: ⓐAdult ward or person under curatorship. ⓑBankrupt who has not had his／her rights restored. ⓒPerson who has wrongful acts on manufactures and services, or improper conducts on quality and quantity of the product in the performance of the contract. ⓓPerson who has formed a coalition in order to bid up or down to unreasonable price. ⓔPerson who has obstructed participation for the bid, or completion and performance of the contract. ⓕPerson who obstructed performance of our staff's duties for inspection or supervision. ⓖPerson who has caused an accident by wrongful acts, improper conducts, or in similar situation, and who has acted faithless and dishonesty. ⓗPerson who has been pending on the ontract with this company without justifiable grounds. ⓘPerson who has been delayed in contract performance. ⓙPerson who has poor performance results in the past. ⓚPerson who has failed with the contract performance without justifiable grounds. ⓛPerson who has submitted false declaration in the procedures for the competitive tender or the contract performance. ⓜPerson who has someone, who falls into the above category, as a representative at the time of tender, or as a representative, a manger, or other staffs at the contract or contract performance.

② The bidder's assets and trustworthiness should be sound, and skills and facilities must be in good condition.

③ The bidder should have the reasonable period of manufacture or sales results of the product or similar products that are demanded by this company.

④ The products should be satisfied level with moderate price, and its quantity and deliver date should be complied infallibly.

⑤ The bidder should manufacture or have sales results of the product or similar products that are demanded by this company for the reasonable period.

⑥ The bidder should actively cooperate with this company for after-services, repairs, provisions of parts, and etc.

⑺ Time limit for verification documents: 17:00　20 April 2015.

⑻ Time limit for tender: 17:00　8 May 2015.

⑼ Contact point for the notice: Nobuki Tojo, Procurement Department, Japan Freight Railway Company, 33―8 Sendagaya 5-Chome Shibuya-Ku, Tokyo 151―0051 Japan. Tel: 03―5367―7427

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

平成27年3月11日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長　八鍬　　隆

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　平成27年度東海環状口ヶ島地区東道路建設工事（電子入札対象案件）

②　平成27年度東海環状口ヶ島地区西道路建設工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　①岐阜県養老郡養老町大跡

②岐阜県養老郡養老町口ヶ島

⑷　工事内容

①　工事延長　Ｌ＝210m、地盤改良工　1式

②　工事延長　Ｌ＝180m、地盤改良工　1式

⑸　工期

①　契約締結日の翌日から平成28年８月31日まで

②　契約締結日の翌日から平成28年８月31日まで

⑹　使用する主要な資機材

①　セメント系固化材　約17,000ｔ

②　セメント系固化材　約17,000ｔ

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン（工事関係）」に記載されているとおりである。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑽　本工事は、40歳以下の技術者を主任技術者又は監理技術者にて配置する場合、工事成績において評価する「若手技術者登用・育成工事」の試行である。

⑾　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑿　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm参照）に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成12年度以降に元請けとして、次に掲げる要件を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成12年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

施工深度が20m以上の深層混合処理工法による地盤改良工事